

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 生活保護法による施術者の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の指定 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (同) 二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 三
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 四
- 港湾施設の概要 (港湾課) 四
- 土地改良区の定款変更(二件) (北部地方振興事務所) 四
- 海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 四
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 五
- 公安委員会 (公安委員会) 五
- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 (労働委員会) 五
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 (労働委員会) 六

ページ

告 示

○宮城県告示第二百七十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
咲間 翔太	さくま整骨院	柴田郡大河原町広表三七一四	令和四年九月三十日

○宮城県告示第二百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人尚仁会森田医院	気仙沼市八日町一丁目四番一号	令和五年一月一日
岩淵医院	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一五四一四	令和五年一月七日
医療法人美里クリニック	遠田郡美里町関根字道明四三番地	令和五年一月一日
調剤薬局ツルハドレッジ 佐沼店	登米市迫町佐沼字中江四丁目六番地六	令和五年二月一日
たまうらデンタルクリニ ック	岩沼市恵み野一―二一―	令和四年七月一日
しぶや薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	令和五年二月一日

前田歯科医院

柴田郡村田町大字小泉字西浦九七番地一

令和五年一月一日

○宮城県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木歯科医院	気仙沼市赤岩五駄鱈八〇一九	令和四年十二月三十一日
しぶや薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	令和五年一月三十一日
美里クリニック	遠田郡美里町関根字道明四三番地	令和四年十二月三十一日
平田内科歯科	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一一二番	令和五年二月二十八日
前田歯科医院	柴田郡村田町大字小泉字西浦九七番地一	令和四年十二月三十一日

○宮城県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日

変更前 大友医院

変更後 大友医院ヒロミ小児科

巨理郡巨理町字下小路一八一

令和四年十二月一日

○宮城県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退した旨届出があった。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩淵医院	栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏七	令和四年十二月二十九日
株式会社アサヒ薬局	塩竈市港町二丁目五一〇	令和五年四月一日

○宮城県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	介護サービス名	指定年月日
有限会社さざんか薬局	三 巨理郡巨理町字中町東一六八一	有限会社さざんか薬局	三 巨理郡巨理町字中町東一六八一	居宅療養管理指導	令和四年四月一日
となりの家	塩竈市北浜四丁目六番二八号	社会福祉法人 塩竈市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五二号	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和四年十一月十日
南桜介護支援事業所	四 柴田郡大河原町字南桜町四一	特定非営利活動法人 スパイスライフアツプ	四 柴田郡大河原町字南桜町四番地	居宅介護支援	令和四年四月一日
ケアプランセンター楽楽館	気仙沼市松崎壹一三九番地一	株式会社なかがわ	気仙沼市松崎壹一三九番地一	居宅介護支援	令和五年三月一日

○宮城県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり廃止した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	介護サービス名	廃止年月日
社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 気仙沼市ホームヘルプサービス事業所	気仙沼市東新城二丁目一番地二	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	気仙沼市東新城二丁目一番地二	訪問介護 居宅介護支援	令和五年三月三十一日

○宮城県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更事由	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	申請者の所在地	変更年月日
事業の再開による	風の章ヘルパーステーション 巨理郡山元町高瀬字合戦原一〇〇一四一	株式会社ひまわりケアシス テム	巨理郡山元町高瀬字合戦原一〇〇一四一	令和五年二月一日

○宮城県告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字大森一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港塩釜港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	施 設 名	位 置	構 造	数 量・能 力	備 考
港湾環境整備施設	北浜緑地公園	塩竈市北浜地内	—	面積四、五〇〇平方メートル	新規

○宮城県告示第二百八十四号

色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 駒 井 達 貴

○宮城県告示第二百八十五号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月二十九日認可した。

令和五年四月十四日

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 駒 井 達 貴

○宮城県告示第二百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年四月三日次のとおり委託した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地

石巻魚市場株式会社

二 委託期間

令和五年四月三日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年四月三日次のとおり委託した。

令和五年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

令和五年四月三日から令和六年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。
 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
 令和五年四月十四日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和五年四月二十日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二二二一三六六一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第45号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
 令和5年4月14日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

イ 第1回講習

令和5年5月23日（火）から同年6月2日（金）まで（土、日曜日及び6月1日を除く。）の8日間

ロ 第2回講習

令和5年7月3日（月）から同月12日（水）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

エ 追加取得講習

イ 第1回講習

令和5年5月26日（金）から同月31日（水）まで（土、日曜日を除く。）の4日間

ロ 第2回講習

令和5年7月6日（木）から同月11日（火）まで（土、日曜日を除く。）の4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期間」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期間第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定期間第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期間」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期間第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者

カ 検定期間第5号。以下「旧検定期間」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

キ 旧検定期間第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者

2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和5年4月24日(月)から同月28日(金)までの5日間(4月24日から27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

イ 第2回講習

令和5年6月12日(月)から同月16日(金)までの5日間(6月12日から15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和5年5月8日(月)から同月12日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

イ 第2回講習

令和5年6月19日(月)から同月23日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)～アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課

労働委員会

〇022-224-7311

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和五年四月十四日

宮城県労働委員会

谷 友 水 眞 梁 千

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和5年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令4. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令4. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令4. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令4. 4. 1
桑 村 裕美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部研究科教授		令4. 4. 1
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合宮城支部執行委員 宮城県労働組合宮城支部執行委員	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令4. 4. 1
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 U A センゼン宮城県支部支部長	U A センゼン山形県支部支 部長	令4. 4. 1
高 橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合 書記次長		令4. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会事務局長		令4. 4. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令4. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所執行役 員管理本部長	令4. 4. 1
成 田 努	宮城県労働委員会委員 宮城社団法人宮城県経営者協会 専務理事	東北電力株式会社ビジネス ササ一卜本部入財部部長	令4. 4. 1

小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取 締役	令4. 4. 1
桑 原 秀 明	宮城県労働委員会委員 宮城日本興業株式会社取締役総務 部長	東北電力株式会社ビジネス ササ一卜本部入財部部長	令4. 4. 1
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局局長		令5. 4. 1
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局副事務 局長兼審査調整課長		令4. 4. 1